

# 被災地派遣レポート〈第65回〉

都市整備局第二区画整理事務所工事課 長谷部 知行さん

## 1 はじめに

私は平成24年12月1日から平成25年2月28日までの3ヶ月間、宮城県気仙沼土木事務所に派遣されました。配属は道路建設第1班となり、県道の災害復旧工事・橋梁災害の復旧工事の協議設計等を担当していました。気仙沼土木事務所は、宮城県の中でも気仙沼市（旧唐桑町・旧本吉町含）と南三陸町を管轄としています。職員は東京都以外の徳島県や北海道等からの派遣職員や任期付職員等で構成されています。私の配属された道路建設第1班は、主に気仙沼市内の県道・橋梁を担当し、宮城県職員3名・任期付職員1名・徳島県派遣職員2名と私の計7名で構成されていました。

私が派遣された12月は東日本大震災から1年8ヶ月あまりが経っていましたが、気仙沼土木事務所管内だけでなく宮城県自体の復興は進んでいるとは言い難い現状でありました。以下はその一例ですが、津波により打ち上げられた船が現在もそのままの状況になっています（写真1）。ここには献花に訪れる人も多くいます。また、旧気仙沼土木事務所も津波の被害にあっています（写真2）。わかりにくいですが、写真2の赤い丸で囲った位置まで津波が到達しています。



写真1：津波により打ち上げられた船



写真2：旧気仙沼土木事務所

## 2 気仙沼での業務

### (1) 道路災害復旧工事の監督業務

道路災害復旧工事では主に主要地方道26号気仙沼唐桑線・主要地方道65号気仙沼本吉線・一般県道239号馬場只越線内の東日本大震災等による法面崩壊やガードレールの損傷等を被災前の状態に戻す工事の監督を行っていました。被災地ではさまざまな災害復旧工事等が発注されていることもあり、資材の確保や人材の確保が困難な状況にあり

ました。このことから、工事が当初工程どおりに進まず工事を遅らせる要因となりました。また、査定設計を基に工事を発注しているため、現況測量を実施してから工事を行うことも工事を遅らせる大きな一因となっていました。このことは、1日でも早く復旧し被災地の方々のためになりたいという思いがある中で、とても歯痒い思いをしました。

## (2) 橋梁災害復旧工事の実施保留解除に向けた協議

橋梁災害復旧工事では、主要地方道 26 号気仙沼唐桑線神山川橋・渋抜橋及び一般県道 239 号馬場只越線只越橋の実施保留解除に向けた協議設計を行っていました。実施保留解除のおおまかな流れとしては、河川の災害復旧の中で L1 津波に対応した L1 堤防の断面が決まった段階で、そこに架かる橋梁の詳細（実際は予備レベル）設計を実施し本省と協議を行い復旧内容の確定を得て実施保留を解除し、工事を発注するというものです。私の派遣期間中では、只越橋の実施保留解除に関する書類を本省に持込む段階まで進めることができました。実施保留解除は、災害復旧工事を行う際に実施しなければならないものですが、整える書類の量や本省との協議に多大な時間を要しているのが現状であります。被災地の方々には早期の復旧を望んでおり、国を含めて災害復旧事業の在り方を改めて考え直す必要があると感じました。



写真 3：津波により崩れた法面



写真 4：只越橋

## 3 おわりに

派遣期間を終え退任式の際にも、気仙沼土木事務所長より「復興はまだまだこれからが本番」という言葉がありました。復興はまだまだです。これを読んでいただいたみなさまも時間を見つけて現地に 1 度足を運んでみてください。そこには前向きに復興に向かって尽力しているの方々が多くいます。ぜひ目で見てさまざまことを感じ取ってください。3ヶ月間、勉強させていただくことの方が多かったですが、少しでも復興のために力になれたのであれば幸いです。最後になりましたが、温かく迎え入れていただいた気仙沼土木事務所及び宮城県の方々、快く送り出していただいた職場の方々感謝いたします。宮城県だけでなく被災地の 1 日でも早い復興を心から願っております。